



My Favorite Things

私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

第6回

八千代町向山

安 芸高田市の南端、八千代町向山へ行って来ました。県道に沿って上根峠を下り、再び山へ入った先に11戸ほどの集落があります。ここで「限界集落から元気快復集落へ!」を合言葉に活動されているのが「棚田開墾モリモリ倶楽部」の皆さんです。耕作放棄地や遊休農地を利用して市内外の方へ農業体験の場などを提供しつつ、地域の活性化に取り組んでいらっしゃいます。



棚田開墾モリモリ倶楽部の皆さんと

活 動開始から5年で11,700㎡(約1町2反)の田畑を復活させ、現在は約20人のメンバーが集まるまでになりました。メンバーはさまざま、息子さんが米



好評開墾中!!

作りをする横でお母さんが野菜作りをされていたり、竹炭を作るためにお越しになる方があったり。他にも茶畑を再生させたり、好みのキノコを育てたりと、谷あいを生かして思い思いの楽しみが実現されています。こうした活動を支援する地元の方々もまた楽しそうで、しっかり元気な集落でした(笑)。

できることはまだまだ、まだある! 仲間はいつも募集中だそうです。元気を分かち合いたい方は、ぜひ足をお運びください!!

制度に関するお知らせ

行政情報

届け出が必要で家屋の新築・増築・取り壊し

家屋の固定資産税は、毎年1月1日時点で存在する家屋を対象に作成した台帳を基に、家屋所有者が納付する税です。今年中に新築などをした方は届け出が必要ですので税務課資産税係、または各支所窓口係へ届け出てください。

届出用紙は納税通知書添付のものか、届出先に備え付けのものを利用してください。

《対象》

- ・今年中に新築・増築・取り壊した家屋
- ・今年中に完成予定の家屋
- ・昨年以前に新築・増築し、評価を受けていない家屋
- ・昨年以前に取り壊し、または倒壊したが、令和2年度固定資産税納税通知書に添付された課税明細書にまだ記載されている家屋
- ・登記されていない家屋の売買

問税務課 資産税係
☎お太助フォン 42-5614 ☎42-2130

思いやり駐車場

「思いやり駐車場」は、車の乗り降りや歩行が困難な方(心身の機能低下や妊娠など)が公共施設などを利用しやすくなるための駐車場です。

利用するためには「思いやり駐車場利用証」が必要です。利用証の交付を希望する方は社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で申請してください。

《対象者》 ※以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者(障害の内容により対象等級が異なります)
 - ・知的障害者(㊤・A) ・精神障害者(1級)
 - ・難病患者 ・高齢者(要介護1以上)
 - ・妊産婦
 - ・医師の診断書や意見書などで利用が認められた方
- ※申請には障害者手帳などの証明書類が必要です。



問社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

有害鳥獣被害予防防護柵等の設置費用を補助します

有害鳥獣から農作物被害を防ぐ地域の取り組みを支援します。補助を希望する方は、必ず設備購入前に申請してください。

■有害鳥獣捕獲檻設置事業

- 《対象者》 ※以下の全てに該当する集落
- ・わな猟免許所持者(有害鳥獣捕獲班)と捕獲おりを管理できる
 - ・市の有害鳥獣捕獲に関わる事業に協力できる

《対象費用》

イノシシ、シカ、サルなどの大型獣を対象とした捕獲おり(箱わな・囲いわな)の購入費用

《補助金額》

対象費用の2分の1以内(1基あたり上限50,000円) ※1度の申請で3基まで。中古品は対象外です。

《申請期限(令和3年度設置分)》

10月20日(水)

■有害鳥獣防護柵設置事業

《対象費用》

有害鳥獣被害予防に必要な原材料(電気柵・金網・ワイヤーメッシュ等)の購入費用 ※原則2戸以上で共同設置

《補助金額》

原材料費のうち、10万円を超えた金額の2分の1以内(上限100万円、千円未満切り捨て)

《申請期限(令和3年度設置分)》

10月20日(水)

問地域営農課 鳥獣対策係
☎お太助フォン 47-4021 ☎42-1003

「障害基礎年金」受給の条件

病気やけがで生活や仕事が制限されるときに受け取ることができる「障害年金」のうち、病気やけがで初めて医師の診療を受けた時点で国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」が請求できます。

受給条件

- 初診日に国民年金に加入していた方
※国民年金に加入していた60歳～65歳未満の国内在住の方、20歳未満で障害を負った方も対象です。
- 初診日の月の前々月までの加入期間のうち、免除期間を合わせた全体の3分の2以上保険料を納付している方、または初診日に65歳未満で、初診日の月の前々月からさかのぼって1年間、保険料の未納がない方
- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級に当たる障害がある方



障害基礎年金額	
〈1級〉	976,125円(月額 81,343円)
〈2級〉	780,900円(月額 65,075円)

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107